

鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、野生鳥獣による農林水産物等への被害を総合的に防止することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる市町村及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付19生産第9424号農林水産省生産局長通知）に規定する協議会（以下「協議会」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 対象事業を行う市町村及び協議会のうち複数の市町村域を含む地域において事業を実施する者

(2) 農協等（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、2戸以上の農業者等（農業者、林業者、漁業者等をいう。）で組織する任意の組織、自治会、農業者等で組織する団体（集落営農法人、農事実行組合等）、認定農業者、認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の規定に基づき青年等就農計画の認定を受けた新規就農者）及び小規模高齢化集落及びそれに準ずる集落において市町村長が特別に認める農業者をいう。以下同じ。）及び協議会のうち単独の市町村域において事業を実施する者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を当該農協等に交付する市町村

2 本補助金の額は、補助対象経費の額に、別表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項第2号に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受けて間接補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(指示等の報告)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業（間接交付の場合は、間接補助事業）の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日、又は補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 実績報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第10条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(書類の提出先)

第13条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長に1部を提出するものとする。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年3月28日から施行し、平成18年度事業から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成18年3月に実施した捕獲奨励金交付事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年3月27日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月21日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月24日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年11月26日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月30日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年10月12日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月8日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年3月22日から施行し、平成24年度事業から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成24年度事業においては、別表の第3欄補助対象経費の(3)捕獲奨励金の算定期間は、平成24年3月1日から平成24年12月末日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月25日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月24日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月25日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月27日から施行し、平成30年度事業から適用する。

この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年度事業から適用する。

この要綱は、令和元年10月16日から施行し、令和元年度事業から適用する。

この要綱は、令和2年10月30日から施行し、令和2年度事業から適用する。

この要綱は、令和3年3月30日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 対象事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間接補助率	5 補助率
対策区分	事業内容				
侵入を防ぐ対策	侵入防止柵（電気柵・金網柵・ワイヤーメッシュ柵・鳥害対策として設置する防鳥網及びテグス等）、追い払い用具、接近警報装置等の設置	市町村 協議会 農協等	(1) 有害鳥獣の侵入防止に係る施設（当該施設・用具等を使用する資材を含む。）の購入経費（設置等に係る人件費を除く。）、及び追い払い犬の利用料 (2) 多種類の獣種の侵入や出没範囲の拡大等により、既存の侵入防止柵の機能の向上や設置範囲の拡大等の改善を行う場合における施設の購入経費についても対象とする。 (3) 緊急対応用として配備する侵入防止柵の資材の購入経費	—	〔市町村が主体の場合〕 1/3
	捕獲従事者の育成確保		捕獲従事者を育成確保するための狩猟免許の新規取得及び狩猟者登録に要する経費（免許取得に係る受験手数料、狩猟税、登録手数料及び猟友会会費を除く）、及び「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく防除実施計画（以下「防除実施計画」という）に係る捕獲従事者の保険料	—	
	有害鳥獣の捕獲		(1) 当該年度の4月1日以降に係る捕獲班員の人件費（捕獲用具・施設の維持管理を含む）、砲弾代等の捕獲に直接必要な消耗品費及び探索犬の利用料、若しくは捕獲に関する委託料（上記に係る経費について県内事業者が実施したものに限る） ただし、シカの捕獲に係る経費については対象外とする。 (2) 捕獲個体の処分に要する器具等（炭酸ガス、収容箱等）の購入経費	2/3	〔農協等が主体（間接補助）の場合〕 1/3
捕獲奨励金の交付	市町村	次の(1)から(4)を対象とする捕獲奨励金の交付に要する経費 (1) 対象獣 ①「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、「鳥獣保護管理法」という。）第9条に基づく有害鳥獣の捕獲許可を受けて捕獲したイノシシ、シカ、ヌートリア、アライグマ ②狩猟によって捕獲したヌートリア、アライグマ ③防除実施計画に基づき捕獲したヌートリア、アライグマ (2) 捕獲奨励金の算定期間 前年度の1月1日から当該年度の12月末日までとする。 (3) 対象捕獲期間 ①イノシシ 算定期間のうち狩猟期間を除く期間 ②シカ ア 算定期間のうち狩猟期間を除く期間 イ 令和3年度の狩猟期間 ③ヌートリア、アライグマ 算定期間のすべての期間	—	1/2	〔1頭当たり上限額〕 ①イノシシ及びアライグマ ：5千円 ②シカ 狩猟期以外 ：5千円 狩猟期 ：2.5千円 ③ヌートリア ：1.5千円

1 対象事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間接補助率	5 補助率
対策区分	事業内容				
個体数を減らす対策	捕獲奨励金の交付		(4) 交付対象者 本県に居住している者で、対象捕獲期間内に対象獣を捕獲した者		
周辺環境を改善する対策	緩衝帯の設置等	協議会	鳥獣被害防止総合対策交付金(国庫)を活用して行う農地等の周辺における緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備に係る経費	—	<p>協議会が主体(直接補助)の場合 1/4</p> <p>協議会が主体(間接補助)の場合 1/4</p>
集落づくり推進支援対策	地域ぐるみで行う鳥獣に強い集落づくりのための取り組み(現地調査、研修会、検討会、餌付け要因の除去、藪の刈り払い、侵入防止柵の見回り・修繕等)	農協等のうち、自治会及び農業者等で組織する団体	(1) 現地調査・研修会・検討会等の開催に係る経費(講師等の謝金・旅費、調査機材の購入経費、消耗品費、使用料、食糧費等) (2) 餌付け要因の除去・藪の刈り払い・侵入防止柵の見回り・修繕の実施に係る経費(チェーンソー・刈り払い機等の燃料費、労務に係る人件費、消耗品費等)	定額 補助限度額 1団体当たり 300千円	1/2 補助限度額 1団体当たり 150千円

様式第1号（第4条、第9条関係）

年度鳥取県鳥獣被害総合対策事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

1 事業の目的

2 事業計画（報告）

(1) 事業計画（報告）総括表

対策区分	事業内容	事業量	補助対象経費	経費負担区分		
				県補助金	市町村費	その他
			円	円	円	円
計						

(注) 1 対策区分欄及び事業内容欄は、要綱別表（第3条関係）による。

(2) 事業計画（報告）書

対策区分	事業実施主体	事業実施箇所	事業の内容				負担区分			消費税の取扱い	備考
			事業内容 (対象鳥獣)	数量	単価 円	補助対象 経費 円	県補助金 円	市町村費 円	その他 円		

- (注)
- 1 対策区分欄及び事業内容欄は、要綱別表の区分に準じて記載する。
 - 2 事業実施箇所欄は、大字名等を記載する。
 - 3 数量欄は、施設等の設置数量（基数・延長）、有害鳥獣捕獲班の延人員（委託の場合は、その積算根拠を記載。）、捕獲奨励金の対象獣別の数量などを記載する。
 - 4 侵入防止柵の設置に係る事業計画には、侵入防止柵の設置に係る計画明細表（別紙1）及び設置箇所位置図（5万分の1程度）を添付し、事業報告には侵入防止柵の設置に係る実績明細表（別紙1）及び実施状況が分かる写真・平面図等を添付すること。追い払い用具、接近警報装置等の設置に係る事業計画には、備考欄に対象鳥獣（サル、カラスなど）を記載する。
 - 5 有害鳥獣の捕獲を委託により行う場合は、備考欄に契約（予定）期間を記載するとともに、事業報告には契約書の写し及び委託実績がわかる資料を添付すること。
 - 6 捕獲奨励金の事業報告には、捕獲実績明細表（別紙2）を添付すること。
 - 7 緩衝帯の設置に係る事業計画には、設置箇所位置図（5万分の1程度）を添付し、事業報告には、実施状況が分かる写真、平面図等を添付すること。
 - 8 集落づくり推進支援対策に係る事業報告には、別に定める活動実績報告書を添付すること。
 - 9 消費税の取扱い欄に事業実施主体の消費税の取扱い（①一般課税事業者、②簡易課税事業者、③免税事業者）の別を番号で記載すること。

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 収支予算（決算）

(1) 収入

(単位：円)

対策区分	予算額（決算額）				備考
	県補助金	市町村費	その他	計	
計					

(2) 支出

(単位：円)

対策区分	本年度予算額 (又は本年度決算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	差引増減額	算出基礎
計				

5 他の補助金等の活用の有無 (有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

別紙 1 (様式第 1 号関係)

侵入防止柵の設置に係る計画 (実績) 明細表

番号	事業実施主体	受益戸数・面積 (a)	事業実施箇所	事業内容	数量	単価	補助対象経費	経費負担区分			研修実施日	消費税の取扱い	備考
								県補助金	市町村	その他			
計													

- (注) 1 事業実施箇所欄は、大字名を記載する。
- 2 数量欄は、施設の設置数量 (基数・延長・段数・幅×長さ、列数×張る長さ) を記載する。
※基数・段数は電気柵、幅×長さは防鳥網、列数×張る長さは防鳥テグスに限る。
- 3 事業内容欄は、侵入防止柵等の種類 (電気柵・ワイヤーメッシュ柵・網・テグス・複合柵など)、備考欄は、対象鳥獣 (イノシシ、シカ、カラスなど) を記載する。
- 4 事業報告時には、研修実施日欄に研修実施日を記載する。
- 5 消費税の取扱い欄に事業実施主体の消費税の取扱い (①一般課税事業者、②簡易課税事業者、③免税事業者) の別を番号で記載する。

別紙 2 (様式第 1 号関係)

捕獲奨励金に係る捕獲実績明細表

対象獣名	捕獲者氏名	捕獲区分	許可番号等	捕獲方法	捕獲頭数(頭)	捕獲日	捕獲場所(市町村・大字)	備考

- (注) 1 「捕獲区分」は、鳥獣保護管理法第 9 条に基づく許可捕獲の場合は「有害許可」、狩猟による捕獲の場合は「狩猟」(但し、ヌートリアとアライグマに限る)、防除実施計画による捕獲の場合は「防除実施計画」(但し、ヌートリアとアライグマに限る)と記入すること。
- 2 「許可番号等」は、捕獲区分の記載内容に応じて、「有害許可」の場合は許可番号、「狩猟」の場合は狩猟者登録番号、「防除実施計画」の場合は捕獲従事者台帳番号を記入すること。
- 3 「捕獲方法」は、捕獲に使用した猟具(ライフル銃、散弾銃、空気銃、箱わな、くくりわな等)を記入すること。
- 4 本明細表に代えて鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 3 号に基づく許可捕獲に関する国(環境省)調査の報告様式(鳥獣関係統計報告様式≪【捕獲情報収集システムの一括登録用の雛形ファイル】捕獲位置情報/許可による捕獲(「外来生物法に基づく捕獲」兼用)、狩猟による捕獲≫)を使用する場合は、本明細表の記載内容を全て網羅するように不足する項目(捕獲者氏名、捕獲場所(大字)等)を追記すること。
- ※捕獲位置情報/許可による捕獲(「外来生物法に基づく捕獲」兼用)については、「有害許可」と「防除実施計画」ごとに作成し、表題の末尾に「捕獲区分」を記載すること。

様

職 氏 名 ㊟

〇〇年度鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は「〇〇年度鳥取県鳥獣被害総合対策事業」とし、その内容は申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。

ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金交付要綱（平成18年3月28日付第200500134732号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、鳥取県鳥獣被害総合対策事業実施要領（平成18年3月31日付第200500143723号鳥取県農林水産部生産振興課長通知）の規定に従わなければならない。

番 号
年 月 日

職 氏 名 様

職 住 所
氏 氏 名 ⑩

〇〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった鳥獣被害総合対策事業費補助金について、鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則第18条の補助金の額の確定額 （年 月 日付第 号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること